

山梨県立育精福祉センター施設運営現況

1 設置目的

施設種別	内容
福祉型障害児入所施設	児童の福祉を目的として、障害（主に知的障害）のある児童を入所させて、これを保護し、日常生活の指導を行い、並びに独立自活に必要な知識及び技能を付与する。

2 職員体制（平成31年4月1日現在）

原則として、支援課にあつては各寮各担当（男女別）朝4人・夕3人・夜勤1人の配置体制を確保し支援を行っています。また、総務課にケースワーカー、地域療育支援担当、強度行動障害担当（非常勤）なども配置しています。

	職種	人数	常勤	非常勤	備考
総務課	所長	1	1		
	次長兼総務課長	1	1		
	事務員	3	2	1	
	主任福祉司	2	2		
	管理栄養士	1	1		兼務
	医師	3	1	2	併任1, 嘱託2
	保健師	1	1		
	看護師	1	1		併任
	心理士	1		1	嘱託1
	専門員	1	1		月～木(8:00～16:45)
	業務員	3		3	
児童一寮支援課	支援課長(兼児童発達管理責任者)	1	1		日勤(8:30～17:15) 日勤送迎(8:00～16:45)
	リーダー	2	2		早番(7:30～16:15) 遅番1(9:30～18:15)
	児童指導員	10	10		遅番2(10:15～19:00) 遅番3(11:30～20:15)
	保育士	2	2		夜勤(15:30～9:30)
児童二寮支援課	支援課長	1	1		日勤(8:30～17:15) 日勤送迎(8:00～16:45)
	リーダー(兼児童発達管理責任者)	1	1		早番(7:30～16:15) 遅番1(9:00～17:45)
	児童指導員	11	11		遅番2(11:15～20:00) 遅番3(13:00～21:45)
	保育士	3	3		夜勤(15:30～9:30)
計		49	42	7	

3 勤務体制

(1) 各課を担当する課長は日勤の勤務とします。

(2) 児童一寮支援課の勤務

日勤 (日)	8:30~17:15	
早番 (は)	7:30~16:15	
遅番 1 (オ)	9:30~18:15	
遅番 2 (お)	11:30~20:15	
遅番 3 (オ)	10:15~19:00	土・日・祝祭日は、遅番2を遅番3に変えて配置する場合がある。
夜勤 (○)	15:30~	夜間巡視は最低2時間に1回実施。 (休憩2時間30分)
明け (△)	(翌日) 9:30	

(3) 児童二寮支援課の勤務

日勤 (日)	8:30~17:15	
早番 (ハ)	7:30~16:15	
遅番 1 (お)	9:00~17:45	
遅番 2 (お)	11:15~20:00	
遅番 3 (オ)	13:00~21:45	
夜勤 (○)	15:30~	夜間巡視は最低2時間に1回実施。 (休憩2時間30分)
明け (△)	(翌日) 9:30	

4 入所利用の要件

育精福祉センターを入所利用するための要件は、次のとおりです。

- (1) 児童福祉法第24条の3第2項の規定による障害児入所給付費の支給決定を受けた者の監護する児童及び法第24条の24第1項の規定による障害児入所給付費の支給がある者
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による入所措置を受けた児童
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第1項の規定による支給決定を受けた者の監護する児童及び支給決定を受けた者

5 利用児の状況(平成31年4月1日)

(1) 年齢別状況

(単位:人、歳)

年齢区分	男	女	合計	年齢区分	男	女	合計
6歳未満(未就学)	0	1	1	18~20歳 未満	0	17	17
6~9歳 未満	2	1	3	20歳以上	2	0	2
9~12歳 未満	5	2	7	18歳以上小計	2	17	19
12~15歳 未満	1	5	6	利用者合計	30	34	64
15~18歳 未満	20	8	28	平均年齢(歳)	15.7	14.7	14
18歳未満小計	28	17	45	最高年齢(歳)	29	17	

(2) 児童相談所別内訳

児童相談所	男	女	計
中央	19	15	34
都留	4	1	5

(3) 障害程度別状況

(単位:人、%)

障害程度	療育手帳区分	男	女	合計	割合(%)
	A-2b	3	1	4	8.5%
中度	A-3	1	0	1	2.1%
	B-1	7	7	14	29.8%
軽度	B-2	9	6	15	31.9%
手帳なし	-	1	2	3	6.4%
計		30	17	47	100.0%

(4) 重度障害児支援加算対象児童数

(単位:人)

児童一寮	療育手帳区分	人数	重度障害児支援 加算対象児童数
重度			
	A-2b	4	4
中度	A-3	1	
	B-1	14	
軽度	B-2		
計		29	14

(単位:人)

児童二寮	療育手帳区分	人数	重度障害児支援 加算対象児童数
重度			
	A-2b		
中度	A-3		
	B-1	12	
軽度	B-2	13	
計		25	0

※ 手帳なしで重度加算対象児が上記表以外に3人います。

※ 強度行動障害特別支援加算が算定される場合は、加算できません。

(5) 合併障害別状況 ※入所時に診断が判明している児童のみで実情とは一致していない。

(単位:人、%)

障害区分		男	女	合計
合併障害	てんかん	2		2
	自閉的傾向	1		1
	慢性疾患等		1	1

(6) 在所期間別状況

在所期間	男	女	合計	在所期間	男	女	合計
1年未満	3	4	7	10年以上	6	0	6
1～5年未満	10	10	20	平均在所期間(年)	11.9	2.6	14.5
5～10年未満	11	3	14	5～10年未満(年)	24	17	41

(7) 就学状況

(単位:人)

学年区分		男	女	合計	学年区分		男	女	合計
小学部 (校)	1年	1	1	2	中学部	1年	1	3	4
	2年			0		2年		1	1
	3年	1		1		3年		1	1
	4年			0		合計	1	5	6
	5年	2	2	4	高等部	1年	11	2	13
	6年	3		3		2年	5	1	6
	合計	7	3	10		3年	4	5	9
				合計		20	8	28	

(8) 入所児童の通学等の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

わかば支援	白根御勅使中	白根源小	未就学児	加齢児	その他	合計
40	0	4	1	2	0	47

(9) 入退所状況の推移

(単位:人)

年度区分	入所経路				退所先			
	在宅から	他の施設から	その他	合計	家庭	他の施設へ	グループホーム等	合計
H26	4	4		8	3	5		8
H27	9			9	2	7	2	11
H28	10	3		13	1	7	1	9
H29	4	1		5		4	3	7
H30	5	2		7		3	1	5(死亡1)

6 施設支援サービスの概要

(1) 日課

ア 児童一寮の週間標準日課

時間	月	火	水	木	金	土	日	備考
6:00	起床 入浴準備 ミーティング 朝食 洗面							*パジャマ交換
9:30								火曜日
10:00	学校	学校	学校	学校	学校	衛生検査	ロッカー整理 洗面用具洗い	*校内着洗濯 水・金曜日
	日中活動	日中活動	日中活動	日中活動	日中活動	寮活動		*入浴準備日 男子：火・木・日 女子：火・木・土
11:20								*誕生日会
11:30	昼食 洗面							月1回
13:30	入浴	日中活動	入浴	余暇	入浴	寮活動		*買い物等 土曜日 *散髪 (毎月第2月曜日)
15:00								
15:30	おやつ							
17:00	洗濯物 片付け 生活支援 戸外活動 余暇活動	洗濯物 片付け 生活支援 戸外活動 余暇活動	洗濯物 片付け 生活支援 戸外活動 余暇活動	洗濯物 片付け 生活支援 戸外活動 余暇活動	洗濯物 片付け 生活支援 戸外活動 余暇活動	寮活動 戸外活動 余暇活動		
17:15								
18:00								
18:30	夕食							
20:00	洗面 余暇活動 ティータイム 就寝準備							
21:00	年少児消灯 消灯							

イ 児童二寮の標準日課

時間	月	火	水	木	金	土	日	備考
6:30	起床 入浴準備 ミーティング 朝食 洗面							*パジャマ交換
9:00	学 校	学 校	学 校	学 校	学 校	居室清掃	ロッカー整理 洗面用具洗い	金曜日（夏季は火曜日も） *校内着洗濯
11:30						寮活動 余暇活動		水・金曜日 *誕生会 月1回
12:30						昼食・洗面		*買い物等 第3日曜日
13:15						寮活動 余暇活動		*散髪 (毎月第2月曜日)
14:30						寮活動 余暇活動		*衛生検査
15:30	おやつ							男子寮：水・木 女子寮：水
17:00	洗濯物 片付け 余暇活動 清掃 学習	洗濯物 片付け 余暇活動 清掃 学習	洗濯物 片付け 余暇活動 清掃 学習	洗濯物 片付け 余暇活動 清掃 学習	洗濯物 片付け 余暇活動 清掃 学習	寮活動 余暇活動 清掃 学習		
17:40								
18:30	夕食							
20:00	洗面 シャワー浴（火・木・土・日） 余暇活動 就寝準備 年少児消灯							
21:00	消灯（休日前は22:00）							

(2) 施設支援の方法

ア 個別支援計画を作成するとともに定期的に見直して、一人一人に適した支援を実施します。

イ 日常に関するサービス

種類	内容
食 事	栄養士の立てる献立表により、栄養と利用児の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を適切な時間に提供します。 ・食事時間：朝食7時45分～8時30分 昼食12時～12時45分 夕食18時～18時50分
排 泄	利用児の状況に応じて、適切な排泄の支援を行います。
入 浴	週3回（月、水、金）提供し、シャワーは適時使用しています。
睡 眠	利用児の状態に応じた援助を行い、安眠できるよう配慮します。
着 脱 衣	利用児の個性や好みを尊重し、場面や季節に応じた服装ができるよう支

	援します。
整 容 (食後の歯磨きを含む)	個性に配慮し、適切な整容が行われるよう援助し、身だしなみを整えます。(散髪：月1回)
移 動	利用児の状態に応じ、安全に配慮した援助を行います。
洗濯・清掃	清潔を保持します。

ウ 日中活動に関するサービス

種 類	内 容
日中活動 (高等部卒業児・ 未就学児)	利用児の障害特性などを考慮し、一人一人の生活の充実を図るため日中活動を提供しています。 活動は高等部卒業児を対象とした作業を中心とした活動と、未就学児のための保育活動があります。
余暇活動支援	個別支援計画をもとに、外出や旅行を計画的に提供します。 利用児の希望を考慮し、様々な活動に参加できるように支援します。 自治会活動を支援し、幅広い活動ができるように進めていきます。
社会活動支援	将来の社会生活を見据えて、外出や社会参加の計画を立て、その機会をより多く設けます。

エ 各種相談・療法に関するサービス (外部機関講師によるサービス)

種 類	内 容
音楽療法	音楽に親しむことにより、心のケアを進めます。
作業療法	日常生活の諸動作の向上を図ります。
心理療法	利用児個々の心の安定を図り、全般的な発達を支援します。

オ 地域生活への移行支援

市町村、児童相談所、学校、相談支援事業所等の関係機関とのネットワーク機能を充実し、地域生活移行に向けた取組を進めます。

(3) 嘱託医師・協力療機関及び保健医療

ア 嘱託医師

医療機関の名称	所在地	診療科目
斉藤医院	南アルプス市在家塚	内科

イ 協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科目
山梨県立北病院	韮崎市	精神科
巨摩共立病院	南アルプス市	各科
巨摩共立診療所	南アルプス市	歯科

ウ 保健医療に関するサービス

種 類	内 容
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の健康管理は、「育精福祉センター健康管理実施要領」に基づいて対応します。 ・定期健康診断（年2回）、各種検診を実施します。（学齢児は学校検診で実施します） ・医師による内科検診を実施します。 ・希望者にインフルエンザ予防接種を行います。 ・看護師と支援員等が連携をとりながら、快適な生活ができるよう健康状態の把握と健康の増進に努めます。 ・必要に応じ、主治医又は協力医療機関等に診察を求めます。
受診・通院	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な場合は看護師、支援員が付き添って通院します。 ・医師から説明がある場合は、状況によっては家族の同席をお願いする場合があります。やむを得ず家族が同席できない場合は、看護師または支援員が説明を聞いてその内容を家族にお伝えします。
服薬管理	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師と支援員が連携をとりながら、適切な薬の管理と与薬に努めます。
入院中のサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・付き添いが必要な場合は、原則的に家族にお願いしますが、困難な場合には付添者を依頼します。ただし、付添料は利用児負担となります。支援員、看護師が随時面会し、状況を家族にお伝えします。

エ 各種検診実施状況（平成 30 年度）

内科検診		歯科検診		眼科検診	耳鼻科検診	定期検診
6月1日 (4人)	1月11日 (4人)	6月13日 (4人)	1月16日 (4人)	6月7日 (4人)	6月20日 (4人)	5月14日 (2人)

学童検診				
5月10日	9月6日	10月4日	2月7日	3月14日
(49人)				

※ 学童検診は、支援学校ではなく、センター独自で実施している検診
 (注) 学齢児の支援学校等での検診は除く。

オ 医療機関受診（平成 30 年度）

区分		内科 小児科	精神科 神経科	外科	整形 外科	泌尿器 科	耳鼻 咽喉科	皮膚科	眼科	歯科	合計
通院	延件数	92	336	2	14	1	13	74	10	3	545
	実人員	37	26	2	3	1	9	16	8	3	105
入院	日数	225									225
	実人員	1									1

(4) 栄養管理・栄養支援サービス

種類	内容
食事の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・嗜好を考慮しながら好き嫌いなく食べられるように、食材や調理の工夫を行い食事を提供します。 ・誕生日には、ケーキと紅茶を提供します。 ・七夕やクリスマスなどの季節の行事食を提供します。 ・セレクトメニューなどバラエティに富んだ食事を提供します。
個別対応	<ul style="list-style-type: none"> ・体調の優れないときにはおかゆ等の特別食を提供します。 ・刻み食等、利用児の実情に合わせた形態の食事を提供するとともに、食物アレルギーにも対応します。

※1人1日当たりの平均栄養摂取実績（平成30年度実績）

エネルギー (Kcal)	2068	カルシウム (mg)	681	ビタミンB1 (mg)	0.95
たんぱく質 (g)	77.4	鉄 (mg)	9.7	ビタミンB2 (mg)	1.05
脂肪 (g)	52.9	レチノール (μgRAE)	670	ビタミンC (mg)	134

(5) 主な行事

7月	8月	9月	10月	12月	1月	2月	3月
七夕会	日帰り旅行 納涼祭	お月見会	福止村まつり	クリスマス会	新年祝賀会	節分会	園遊会

7 利用児負担によるサービス支援（措置による児童は除く。）

利用児あるいは保護者が希望する次のものについては、実費を負担していただきます。

なお、この他に必要が生じた場合はあらかじめ詳細を説明し、同意をいただきます。

- (1) 被服ほか日常生活品（別に定めます）並びに個人的な趣味、嗜好及び教育娯楽関係（テレビ・雑誌等）購入費（原則として保護者に用意していただきます）
- (2) 嗜好品（ジュース、個人的なおやつ等）の購入費
- (3) 理美容費
- (4) センターの日課、行事以外の旅行、外出等に係る本人及び同伴職員の費用（交通費等）
- (5) 支援学校における教育費（就学奨励費支給の対象になるものもあります）
- (6) 入学、卒業、就職に伴う費用
- (7) クリーニング費用
- (8) 医療費及び検診・検査費用（健康診断：年2回、歯科検診、ぎょう虫検査は除く）、診断書、証明書等の発行手数料
- (9) 個人的利用に係る電話代、郵便料金、宅配料金、文書のコピー代

区分	利用児（あるいは保護者）に負担していただく日常生活品具体的品目	
被服費	<ul style="list-style-type: none"> ・下着類（おむつを除く） ・寝間着、部屋着、外出着等の個人の被服 ・靴、運動靴、サンダル等の個人用の履物 	
日用品 （個人用）	<ul style="list-style-type: none"> ・歯ブラシ、歯磨き粉 ・洗顔石鹸、洗顔フォーム、髭剃り ・タオル（個人の好みで用意するもの） ・バスタオル（個人の好みで用意するもの） ・シャンプー、リンス（個人の好みで用意するもの） ・洗身用石鹸、ボディソープ（個人の好みで用意するもの） ・ティッシュペーパー（個人専用スペースで使用するもの） 	

(※) 上記品目は、一般に自由選択が可能であり、個人で使用するものとして利用児に負担していただく費用の一例です。

8 利用児の財産管理等について

種 類	内 容
利用児個人の 預貯金等	保護者等の依頼により金銭を預かる場合は、「利用児・者小遣い等管理要項」に基づき、その管理執行を適正に行います。
児童手当の 預金管理	「児童手当管理規程」に基づいて、適正に管理します。
保険証等	医療に係る保険証や資格を証する書類及び障害に関する手帳等は、保護者等の依頼により預かります。

9 地域療育・生活支援

(1) 地域療育支援事業実施状況

障害のある方やその家族が安心して地域生活を送るために、相談支援・情報提供・関係機関の調整等を行っています。育精福祉センターは、峡西圏域（南アルプス市）を担当しており、専任の地域療育コーディネーターが市内在住の方々の相談に広く応じるとともに、全県対象に講演会も企画しています。

ア 在宅支援外来療育等支援事業

当センターを会場として、さまざまな講演会を企画・実施しています。障害をお持ちの方の御家族にもお気軽に聴講していただくために、障害児やその御兄弟のお預かりも同時に行っています。

(平成30年度実施状況)

開催日	講座内容	参加者数
平成30年 6月2日	演題：「幸せになるために大切なこと～発達障害や認知症があっても 人生の質を高める方法～」 講師：NPO法人えじそんくらぶ代表 ハーティック研究所所長 高山恵子氏	38人
平成30年 7月7日	演題：「児童心理治療施設について ～現状と課題～」 講師：児童心理治療施設 横浜いずみ学園園長 井上真氏	51人

平成 30 年 11 月 17 日	演題:「親子で一緒にミュージック・ケア」 講師:NPO法人日本ミュージック・ケア協会 認定指導者・音楽療法士 甲府ミュージック・ケア研究会代表 新海陽子 氏	14 人
平成 30 年 12 月 1 日	演題:「思春期の子どもとのつきあい方、自立への援助」 講師:山梨県立大学 人間福祉学部 福祉コミュニティ学科教授 坂本玲子 氏	24 人

※会場は、全て育精福祉センター会議室

イ 在宅支援訪問療育等支援事業

圏域内にお住まいの障害児（者）や発達が気になるお子さんの御家族等の依頼により、地域療育コーディネーターと専門家（臨床心理士、言語聴覚士等）が家庭や近隣の施設を訪問し、相談に応じます。支援への助言や専門機関へのつなぎ等も行います。

（支援実績）

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
4 件	3 件	2 件	2 件

ウ 地域療育連携事業

圏域内にお住まいの障害児（者）や御家族からの相談に、地域療育コーディネーターが電話や面談でお応えしています。必要に応じて医療機関等への同行も承ります。地域で活躍できるボランティアを育成するために、ボランティア体験活動も行います。

（相談状況）

種 別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
電話相談	103 件	139 件	81 件	97 件
面談相談	5 件	1 件	0 件	0 件

エ 施設支援一般指導事業

専門家・他圏域のコーディネーター・関係機関職員等と地域療育コーディネーターが連携して、保育所（園）・幼稚園・こども園や小中学校等からの相談に応じています。

① 巡回相談（医師等派遣事業）

圏域内のお子さんが所属する保育所（園）・幼稚園・認定こども園等を、地域療育コーディネーターと専門家（医師、臨床心理士、言語聴覚士等）が訪問し、障害児だけでなく、発達の気になる児童への支援について、広く相談に応じています。

（巡回相談状況）

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
161 件	143 件	172 件	215 件

② 療育関係者研修会

県内 8 圏域の地域療育コーディネーターが共催する、保育士・幼稚園教諭をはじめ療育に携わる方々を対象とした研修会を企画実施しています。

(平成 30 年度実施状況)

実施日	テーマ	講師	場 所	参加者
第1回 6/12(火)	運動感覚「子どもの動感世界」をさぐる ～スポーツ運動学における構造論の理論から明らかになること～	山梨学院短期大学 教授 川上 琴美 氏	山梨県青少年 センター リバース和戸 体育館	84人
第2回 7/24(火)	発達障がいって何だろう？ ～発達障がい児支援のための方法を学ぶ～	こころのサポートセンター ネストやまなし 所長 中嶋 彩 氏	山梨県立文学館 研修室	138人
第3回 8/17(金)	集団の中における気になる子への理解と支援 ～作業療法の視点と事例から考える～	茨城県立医療大学 教授 作業療法士 大島 隆一郎 氏	山梨市民会館 会議室	131人
第4回 10/26(金)	ASD(自閉スペクトラム症)の子どもとのコミュニ ケーションを考える	TEACCHプログラム研究会 山梨県支部代表 中井 百合子 氏	いちのみや桃の里ふ れあい文化館 多目的ホール	118人
第5回 11/16(金)	ことばの発達が気になる子への関わり方 ～日常生活のできる工夫～	山梨リハビリテーション病院 言語聴覚士 保坂 敏男 氏	山梨県立富士ふれあ いセンター 研修室	46人
第6回 12/6(木)	気になる子どもの見立て ～発達段階の再確認と多角的視点～	山梨県立こころの発達総合 支援センター発達支援スタッフ 猪股 夏季 氏 清水 裕美子 氏	山梨県立あけぼの医 療福祉センター 多 目的ホール	92人
第7回 1/25(金)	ライフステージに応じた切れ目ない支援 ～学齢期における支援と連携～	山梨県教育庁高校改革・ 特別支援教育課 若槻 洋貴 氏	敷島総合文化会館 大ホール	55人
第8回 2/7(木)	発達が気になる子どもの保護者を支えるために ～対処法の引き出しを増やし、 伝える力を伸ばそう～	一般社団法人発達障がい ファミリーサポートMarble 代表理事 国沢 真弓 氏	やまなしプラザ オープンスクエア	93人

(2) 短期入所及び日中一時支援事業実施状況 (月別平成 30 年度)

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
短期 入所	実人員	4	5	5	4	3	4	4	4	5	4	4	4	50
	延日数	42	38	36	41	27	37	33	33	39	33	27	34	420
日中 支援	実人員	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	延時間	0	0	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	12

10 強度行動障害特別支援事業

「山梨県立育精福祉センター児童支援課行動障害特別支援事業実施要項」に基づき、強度行動障害の状態にある障害児が自立した日常生活を営むことができるよう、個別支援プログラムを作成し、医師及び心理士を含むチームでの支援を行っています。また、当該事業の対象とならない児童についても類似するケースについてカンファレンスを実施し、センター全体の支援技術の向上に努めています。

(1) 個別支援の状況

種 別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
県事業対象ケース	1 件	1 件	2 件	1 件
類似ケース	1 2 件	1 1 件	8 件	1 2 件

(2) 研修・研究（平成 30 年度）

職員の資質及び専門性の向上のため、次の研修及び研究を実施

（研修実績）

- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）

（研究実績）

- ・山梨県社会福祉研修・研究発表会（平成 31 年 1 月 24 日開催）

児童一寮「行動障害特別支援事業に関する事例的研究」

児童二寮「福祉型障害児入所施設で生活する中軽度知的障害児を対象とした性教育プログラムの検討」

11 個人情報の取り扱い

センターにおける個人情報の基本的な利用目的は次のとおりです。

- (1) センターが利用児に施設サービスを提供するためのもの
- (2) 運営管理を行う上で必要とするためのもの
- (3) 他の事業者等（国、地方公共団体、支援学校等教育機関、社会福祉施設、家族・親族等）との連携に必要なもの
- (4) その他、ケア会議やセンターを利用した実習及び研修に協力するめためのもの

12 苦情解決制度

- (1) 利用児又はその保護者からの苦情等に対応する常設の相談窓口として、苦情受付担当者を選任
- (2) センター内に苦情解決委員会を設置
- (3) 苦情解決の社会性や客観性を確保するため、外部の相談受付対応者として第三者委員を選任
- (4) その他相談窓口として、住所地の市役所、町村役場及び山梨県障害福祉課及び山梨県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会
- (5) 苦情受付状況（受付件数）

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
0 件	1 件	0 件	1 件

13 職員への研修

- (1) 採用時研修 採用後 2 か月以内
- (2) 継続研修 年 3 回以上
- (3) その他研修 年 1 ～ 2 回

※福祉人材育成のため、大学等からの実習生の受け入れも行っています。

平成 30 年度：2 校、14 人

14 防災対策

非常時の対応	「山梨県立育精福祉センター消防防災計画管理要綱」による
平常時の訓練	「山梨県立育精福祉センター消防防災計画」に基づき、月 1 回避難、救出その他必要な訓練を実施する

設 備	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設置
計 画 等	非常災害に関する具体的計画を立て、非常時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する

15 ボランティアの受け入れ

イベントへの参加・補助、余暇活動支援、児童の外出支援、学齢児の学習支援、縫製、芝刈りなどの環境整備等、多くのボランティアの方に利用児の生活を支えていただいています。